令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務仕様書

1 本仕様書は、茅野市長 今井敦(以下「甲」という。)が委託する、令和5年度白樺湖 観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務を円滑かつ効率的に処理するために定める。

2 委託期間

契約締結日から、令和6年3月15日(金)までとする。

3 対象地域

茅野市北山白樺湖

4 業務内容

(1) 現状把握と課題の整理

現地踏査した上で、土地所有者、周辺観光事業者等の関係機関からの聞き取りにより、 将来を見据えて、白樺湖周全体の土地利用のあり方(ゾーニング)を検討するとともに、 白樺湖観光センター周辺エリア(白樺湖観光センターを中心とした概ね半径 250m内)の 既存施設や公共用地(道路を含む)の再編方針をまとめる。

(2) 白樺湖観光センター周辺エリア整備計画の策定

既存施設や公共用地(道路を含む)の再編方針を基に、賑わいを創出するための施設を含めたイメージパース図を作成し、これらを、『白樺湖観光センター周辺エリア整備計画 (仮称)』として取りまとめる。

なお、取りまとめに際しては、周辺の賑わいを創出する案となるよう工夫することと し、特長や課題等をわかりやすく整理して示すこと。

(3)整備計画策定ワーキンググループの運営支援

白樺湖観光センター周辺エリア整備計画の策定に当っては、当市が設置予定の、まちづくりに関する専門家、賑わい創出に知見を有する者、地元有識者等から構成される(仮称)「白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)の意見の反映を図り、必要に応じて当該ワーキンググループの会議開催に係る資料作成を行う。(開催回数は4回程度を想定している。)

また、有識者等から意見聴取を行うため、ワーキンググループのほかに有識者との打合せに適宜参加すること。

なお、ワーキンググループの会議にかかる資料印刷費及び謝金は含まないものとする。

(4) 報告書作成

上記(1)から(3)の内容を報告書としてとりまとめる。

(5) 打合せ・協議

打合せ及び協議は、「業務着手時」、「中間」「納品時」の3回を基本とする。

5 業務の進捗管理

(1)業務計画書の提出

業務計画書を、契約の日から10日以内に甲に提出し、承諾を受けてから業務に着手すること。

(2) 進捗状況

甲から要求があった場合には、速やかに進捗状況を報告すること。

(3)協議

業務進捗にあたり疑義等があるときは、甲と協議のうえ決定するものとし、協議録を 作成すること。

6 成果品

本業務における以下の成果品は、A4 判又は A3 判横、カラー印刷での印刷物及び電子データで取りまとめることを基本とし、詳細は茅野市と協議することとする。

- (1) 4 (1) ~ (4) の成果を報告書としてとりまとめたもの
- (2) その他、成果品として認められるもの
 - ア 茅野市との打合せ協議録
 - イ 関係機関、有識者とのヒアリングや打合せの協議録
 - ウ 作成した資料 等

7 事業費

事業費は、5,000,000円(消費税および地方消費税額を含む。)を上限額とする。

8 完了検査

- (1) 本業務の完了後、甲の検査を受けること。
- (2) 甲から成果品について補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査を受けること。

9 納期及び納入場所

成果品は、甲の検査を受けた後納品するものとし、納期及び場所は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和6年3月15日(金)
- (2) 提出場所 茅野市産業経済部 観光課

10 守秘義務

- (1) 本業務に関して知り得た秘密は、他に一切漏らしてはならない。
- (2)成果品(本業務の実施過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧、複写、 又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 本業務は、本仕様書のほか、プロポーザルにより特定された仕様に基づき実施するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定するものとする。

(3)成果品に文献資料や他した対応を取ること	事業による成果品の-	一部を用いるときは、	著作権侵害に留意